

# 行動指針に係る問題処理制度

## 1. 問題提起

### 2. (1) 受領

問題提起に必要事項が書かれていることを確認し、受領通知を送付

### (2) 関係するNCP間の調整

### (3) 初期評価

問題が「更なる検討に値する」か否か検討する

↓  
更なる検討に  
値する

### 3. 当事者への支援

当事者に対して対話をあっせん

更なる検討に  
値しない

↓  
対話で当事者  
間の合意成立

↓  
対話で当事者間  
の合意不成立

↓  
当事者が対話  
に参加せず

## 4. 手続きの終了

問題提起の概要、NCP手続の概要などを記した声明を発出。企業名も原則記載。